

火葬場休止期間の他市施設利用に関する助成内容について

環境部 生活環境課

1 目的

市営火葬場空調設備外更新工事に伴い、本市営火葬場を閉場する必要があることから、市民が次項の閉場期間に本市営火葬場以外の公設火葬場（以下「他市等の火葬場」という。）で火葬をすることとなるため、他市等の火葬場を利用する際の市外料金と、本市における市内料金との差額の全部又は一部を助成することにより市民の負担軽減を図ることを目的とする。

2 本市営火葬場を利用できない期間

令和5年4月1日から同年5月31日まで（以下「閉場期間」という。）

3 助成対象者

市民又は火葬対象者（市民に限る。）に係る他市等在住の親族等

4 助成対象となる火葬

助成対象となる火葬は、本来本市で市民料金が適用される火葬を、閉場期間にやむを得ず他市等の火葬場を利用したため、他市等の火葬場の使用料金の金額が本市の該当する火葬の市民料金の金額を上回ることとなる火葬とする。ただし、他市等の火葬場の使用に係る申請者が当該市町村の住民である場合は助成対象としない。

5 助成金額

助成金の金額は、助成対象者が支払う他市等の火葬場の使用料金の金額から当該火葬を本市で行った場合の市民料金の金額を差し引いた金額とする。ただし、上限を42,800円とする。

6 助成申請期間

令和5年4月1日から同年12月28日まで

7 助成申請方法

次のいずれかの方法で受け付ける。

- (1) 申請書類一式を生活環境課窓口へ提出
- (2) 郵送にて生活環境課へ送付

8 周知方法

広報たからづか及び市ホームページへの掲載並びに近隣葬儀会社及び近隣公設火葬場への周知及び協力依頼